

## [事案 2023-256] 契約者貸付無効等請求

・令和6年5月8日 裁定打切り

### <事案の概要>

契約者貸付の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成6年3月に契約した個人年金保険（契約①）、平成12年2月に契約した生存給付金付定期保険（契約②）、平成14年4月に契約した終身保険（契約③）、平成14年7月に契約した養老保険（契約④）および平成15年3月に契約した終身保険（契約⑤）について、平成18年6月より契約者貸付（以下、「本貸付」）がされているが、以下の理由により、本貸付の無効確認と、本貸付の返済に充当されなければ支払われるべき契約②にもとづく生存給付金相当額の損害賠償を求める。

- (1) 契約①②③④⑤から行われている一連の本貸付は全く身に覚えがない。
- (2) 本貸付金は自分名義の口座に入金されているが、募集人から、成績が足りないので、保険料は募集人が払うから自分名義の保険を契約してほしいと頼まれており、これらの入金は、募集人から自分名義の保険の給付金や解約返戻金であると説明されていた。そして、自分名義の保険の保険料は募集人が支払っているから、入金額を返還してほしいと言われたため、入金額を募集人に手渡していた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が募集人に契約者貸付が可能なカードを交付するということは到底考えられず、募集人は暗証番号を知り得ないため、募集人が本貸付をしたということは考えられない。本貸付金は申立人名義の預金口座に入金されており、契約者貸付が行われた際には利用明細が送付されること、毎年送付される利息繰入通知等に本貸付の記載があることからすれば、申立人は本契約から本貸付がされていることを認識していたはずである。
- (2) 仮に第三者によって本貸付がされていたとしても、取扱規定には、カードの番号と暗証番号が合致していれば当社は責任を負わないと定められている。また、当社がカードの番号と暗証番号を確認した上で、善意・無過失で本貸付を行っていることからすれば、改正前民法478条の準占有者への弁済として本貸付は有効である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本貸付の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人は、貸付の無効確認を求めているほか、募集人が架空の名義保険の申込みをさせ、その解約返戻金等であると騙して本貸付金を交付させたとして募集人の不法行為を主張し、保険会社に対して使用者責任を求めているものと考えられるが、使用者責任を認めるためには、募集人の行為の態様を明らかにし、募集人の不法行為責任を判断し、さらに、募集人の行為による損害が保険会社の「事業の執行について」のものかどうか等を判断する必

要がある。そして、募集人の行為態様を明らかにするには募集人の事情聴取が有用であるが、募集人は既に死亡しており、募集人が結果として本貸付金の交付をされているかどうか確認ができない。

- (2) これらの事情を明らかにするためには、相手方の反対尋問権を保障した上で申立人本人の尋問手続を経る必要があるほか、当時の募集人の資産状況を確認するなど、募集人の相続人に対する文書送付嘱託または文書提出命令、同人らに対する尋問等の手続が必要となる可能性が高い。
- (3) しかしながら、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、裁判所におけるような厳密な証拠調べ手続は設けられておらず、適正な事実認定を行うことは著しく困難であることから、裁判所における訴訟による解決が適当と判断する。